

# 「いちご新規就農者研修事業」平成29年度研修者募集要綱

平成28年 4月26日

全国農業協同組合連合会 岐阜県本部

## 1. 事業内容

### (1) 事業概要

岐阜県下JAグループが、地域の部会において産地の維持発展に取り組む新規就農者を育成するため、新たに「いちご」生産に取り組むことを希望する個人に生産技術、経営管理に関する研修を施し、「いちご」生産者として独立するに足る十分な資質を形成するとともに研修修了後の就農に向け、関係機関と連携して支援を行います。

### (2) 研修場所

JA全農岐阜いちご新規就農者研修所（岐阜市曾我屋4丁目117番地）

### (3) 研修期間

平成29年4月から平成30年5月まで

ア、体験研修（4月～5月）：

研修決定者の体験的研修をおこない、適性等を判断します。

イ、実践研修（6月～翌年5月）：

就農を目的とした実践的研修を行います。

### (4) 研修内容

項目	研修内容
基礎研修	生理生態・品種特性等の基礎知識、高設ベンチ栽培・土耕栽培についての基礎知識 肥料・農薬・保温資材及び包装・出荷資材の基礎知識
技術研修	栽培ステージ毎の栽培技術、収穫・パック詰等の商品作り
経営管理	施設投資・経営収支管理・農業簿記記帳・税務申告等、経営に必要な基礎知識
就農準備	農地取得・資金調達等の就農に必要な知識・手続き
視察・交流	いちご産地視察（県内外）、地域のいちご生産者との交流

(5) 研修講師

全農岐阜県本部

岐阜県の試験研究機関・岐阜市・岐阜県園芸特産振興会いちご部会

J A ぎふ 並びに同いちご部会

(6) 修了認定

全農岐阜県本部が修了の可否を判定し、修了者には修了証を交付します。

(7) 就農支援

研修終了後の就農に向け、農地・施設の取得及び資金調達等について関係機関が協力して支援を行います。

## 2. 募集内容

(1) 募集人員

4名

(2) 応募資格

ア、満18歳以上で研修修了後は「いちご」生産者として就農意志が明確な方。また、性別・農業経験の有無は問いません。

イ、研修終了後は、必ず岐阜県内で就農すること。

(3) 提出書類

以下の書類等に必要事項等を記載・同封の上、下記の募集期間内に郵送、または直接持参してください。尚、直接持参の場合は、平日の9時から17時の間にお願いします。

ア、「いちご新規就農者研修事業」平成29年度研修受講申込書

イ、履歴書（市販のJIS規格のもの、写真糊付け）

## 3. 募集期間

(1) 期間

平成28年月7月1日（金）から平成28年9月16日（金）まで（必着）

(2) 説明会の開催

ア、募集説明会・研修所見学会

(ア) 日時：平成28年8月7日（日） 9：00～12：00

(イ) 場所：いちご新規就農者研修所（岐阜市曾我屋4丁目177）

(ウ) 内容：研修事業について関係機関と共に詳細説明し、その後研修所を見学。

イ、募集説明会・研修所見学会（予備日）

(ア) 日時：平成28年8月27日（土）9：00～12：00

(イ) 場所：いちご新規就農者研修所（岐阜市曾我屋4丁目177）

(ウ) 内容：研修事業について詳細説明し、その後研修所を見学。

※説明会への参加希望者は、事前に連絡願います。

(3) 体験研修会の実施

8月・9月の平日（土日・祝日8月13日～16日を除く）で希望者に半日体験研修を実施します。個別に実施日を調整します。

4. 選考方法等

(1) 選考方法

全農岐阜県本部及び関係機関・団体の選考委員による書類審査並びに面接により決定します。

(2) 面接期日・場所

ア、月日：平成28年10月3日（月）

イ、場所：JA会館（岐阜市宇佐南4-13-1）

(3) 結果通知

選考結果は、平成28年10月31日以降に郵送にて通知します。

5. 研修条件

(1) 契約締結

体験研修及び実践研修期間毎に、個人別に契約書を交わします。

(2) 研修期間中の諸条件

ア、研修者には研修手当として、月額約13万円を支給します。尚、支給金額は岐阜労働局長が定める最低賃金により変動します。

イ、厚生年金・健康保険・雇用保険・労災保険に加入します。尚、研修者の負担分及び研修手当に係わる所得税は控除します。

ウ、研修に必要な費用は本会が負担します。尚、個人生活に係わる費用及び研修施設までの交通費は、全額研修者の負担とします。

(3) 研修時間及び休日

研修時間は原則として午前8時から午後5時です。休日は原則として毎週土曜日及び日曜日ですが研修課程により変更及び振り替えることがあります。また、収穫期等の繁忙期は、休日に研修を実施することがあります。

(4) 遵守事項

本事業の趣旨を充分理解の上、常に誠実且つ積極的な態度、姿勢で研修に臨むことが必要です。

(5) その他

通勤が不可能な場合はアパート等を紹介します。

6. 応募先他

(1) 応募先

全農岐阜県本部 営農対策課  
岐阜市宇佐南4-13-1 JA会館内 TEL 058-276-5301

(2) 相談窓口

ア、全農岐阜県本部 営農対策課  
岐阜市宇佐南4-13-1 JA会館内 TEL 058-276-5301

イ、岐阜県

農政部 農業経営課 TEL 058-272-8421 (直)  
農産園芸課 TEL 058-272-8436 (直)  
岐阜市藪田南2-1-1

ウ、JAぎふ

営農部 営農企画課 岐阜市司町37 TEL 058-265-3534

(3) 留意事項

ア、就農するために、ある程度の自己資金が必要です。

イ、営農を継続するためには、本人の努力・熱意・体力と共に地域と協調する姿勢が求められます。

※本募集要綱に基づく提出書類に係る個人情報については、研修者の選考・研修期間中の指導・連絡及び就農にあたっての斡旋・その他運営に関する目的に使用します。